



みなとSDGsパートナー登録制度の登録について

本年7月より「みなと」をフィールドとして事業を展開する企業等を対象に、SDGsの普及促進と達成に向けた取組の更なる推進を図り、ひいては我が国港湾及び港湾関係産業の魅力向上と将来にわたる持続的な発展に貢献することを目的として、「みなとSDGsパートナー登録制度」が創設されました。

当社においても、中期経営計画の中でSDGsの取組を掲げ、自社施設における照明のLED化や再生可能エネルギー由来の電力の導入等、様々な取組を推進していることから、登録に応募し、本日登録証の交付を受けました。

これを契機に、SDGsの取組を一層推進してまいります。

(登録証)



登録の概要

- (1) 登録機関 : 国土交通省港湾局
- (2) 登録日 : 令和4年9月21日
- (3) 登録期間 : 登録日から3年間

※登録申請内容は、別添「登録申請書」をご参照ください

お問合せ先			
横浜港埠頭株式会社	総務課長	飯島 雄一郎	Tel 045-671-7291

(様式第1号)

みなと SDGs パートナー 登録申請書

2022 年 9 月 2 日

国土交通省港湾局長 殿

みなと SDGs パートナー登録制度実施要綱第4条第1項に基づき、下記のとおり登録を申請します。

1. 概要

企 業 ・ 団 体 名	横浜港埠頭株式会社
所 在 地	神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 伊東 慎介
担 当 者 連 絡 先	電 話：045-671-7291
	メー ル：soumu@yokohamaport.co.jp
ウ ェ ブ サ イ ト U R L	https://www.yokohamaport.co.jp/

2. 港湾関係企業等としての事業の概要

- ・当社は、前身である京浜外貿埠頭公団や横浜港埠頭公社の時代を含め、50 年以上にわたって横浜港のコンテナターミナルや港湾施設の建設整備、管理運営を担っています。
- ・主な事業として、横浜港における当社所有施設をはじめ、横浜市から指定管理者として指定を受け、また、港湾運営会社である横浜川崎国際港湾㈱から委託を受けて、横浜港における物流施設・物流関連施設の管理運営、利用促進、施設整備、維持管理を行っています。
その他に「環境整備基金事業」、「建設発生土受入事業」も実施しています。
- ・これまで培ってきた港湾運営の知識やノウハウを活かし、国際コンテナ戦略港湾としての機能強化や自動車取扱機能強化、ロジスティクス機能の充実など横浜港の国際競争力強化に取り組んでいます。

3 側面	SDGs 達成に向けた重点的な取組	2030 年に向けた指標
✓環境 □社会 □経済	国の目標である 2030 年度に、2013 年度から 46%削減に向け、自社施設から排出される温室効果ガスを削減する。	自社施設における照明の LED 化 【現状】 24% 【目標】 100% 自社が供給又は使用する電力の再エネ化 【現状】 95% 【目標】 100%
□環境 ✓社会 ✓経済	社内の IT 化や業務効率化に伴う生産性の向上により、時間外労働時間を短縮する。	年間一人当たりの時間外労働時間を 【目標】 令和元年度比▲20%
□環境 □社会 □経済		

(次項へ続く)

3. 添付資料

- ・SDG s 達成に向けた具体的な取組(様式第2号)
- ・誓約書(様式第3号)
- ・SDG s 達成に向けた取組が記載された会社案内等(自社のウェブサイトがない場合に限る。)

4. その他(下記の事項について□にチェックをしてください。)

<登録要件の確認及び同意事項>

☒ 自社のウェブサイト又は会社案内等にSDG s 達成に向けた取組について掲載しています。

(SNSやホームページの「お知らせ」等の一過性の場所に記載するのではなく、専用ページを設けるなど、SDG s 達成に向けた取組が常時分かるよう掲載してください。)

☒ 登録情報及び取組内容(本申請書に記載したSDGs 達成に向けた重点的な取組及び2030年に向けた資料並びに様式第2号に記載した具体的な取組)について、国土交通省港湾局がウェブサイト等で公表することに同意します。

【記載留意点】

- ・「港湾関係企業等としての事業の概要」には、港湾の整備、利用、保全及び管理に関する具体的な事業活動の概要を記載してください。
- ・「SDGs 達成に向けた重点的な取組」には、様式第2号の「SDGs 達成に向けた具体的な取組」に記載いただいた取組を踏まえ、SDG s の達成に向けて重点的に取り組んでいく項目(目標)を記載してください。
- ・指標は、原則として数値目標を記載してください。
- ・「環境」、「社会」、「経済」の3側面の全てについて重点的な取組を記載してください。該当する分野にチェックを入れ、取組が複数の分野にまたがる場合は、複数にチェックを入れてください。
- ・重点的な取組及び指標の進捗状況については、新規登録時は記入不要です。
- ・重点的な取組及び指標の進捗状況については、登録の日から1年経過するごとに、様式第4号により国土交通省港湾局にご提出ください。(提出方法については別途お知らせします。)